

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年11月12日
【四半期会計期間】	第140期第2四半期（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）
【会社名】	株式会社小松製作所
【英訳名】	KOMATSU LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野路 國夫
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目3番6号
【電話番号】	03（5561）2604
【事務連絡者氏名】	管理部長 松尾 弘信
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目3番6号
【電話番号】	03（5561）2604
【事務連絡者氏名】	管理部長 松尾 弘信
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第140期 当第2四半期 連結累計期間	第140期 当第2四半期 連結会計期間	第139期
会計期間	自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	自平成20年7月1日 至平成20年9月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高(注)2. (百万円)	1,211,288	604,456	2,243,023
税引前四半期純利益(継続事業税引前 当期純利益)(注)3. (百万円)	156,728	63,960	322,210
四半期(当期)純利益 (百万円)	100,341	42,610	208,793
純資産額(注)4. (百万円)	-	955,789	887,126
総資産額 (百万円)	-	2,175,197	2,105,146
1株当たり純資産額(注)4.5. (円)	-	960.75	891.49
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (注)6. (円)	100.82	42.81	209.87
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	100.72	42.78	209.59
自己資本比率(注)4. (%)	-	43.9	42.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	58,397	-	160,985
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	70,507	-	128,182
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,711	-	17,422
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	-	77,216	102,010
従業員数 (人)	-	41,291	39,267

(注)1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2. 売上高には、消費税等は含まれていない。

3. 当社の連結財務諸表及び四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(米国会計基準)に準拠して作成しているため、本表では「経常利益」に替え、連結損益計算書上の「税引前四半期純利益(継続事業税引前当期純利益)」を記載している。

4. 純資産額、1株当たり純資産額、自己資本比率は、米国会計基準に基づき計算している。

5. 期末発行済普通株式数により計算している。

6. 平均発行済普通株式数により計算している。

2【事業の内容】

当社の四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国会計基準に準拠して作成しており、当該四半期連結財務諸表をもとに、関係会社については米国会計基準の定義に基づいて開示している。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様である。

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、「建設機械・車両」、「産業機械他」の2セグメントにわたって、製品の研究開発、生産、販売、サービスに至る幅広い事業活動を国内並びに海外で展開している。

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）における、各セグメントに係る主な事業内容の変更と主要な関係会社の異動は、概ね次のとおりである。

（建設機械・車両セグメント）

事業内容については、特に変更はない。

[主要な会社の異動]

新規連結：コマツキャピタルヨーロッパ㈱

（産業機械他セグメント）

事業内容については、特に変更はない。

[主要な会社の異動]

特に異動はない。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）において、新たに提出会社の連結対象となった重要な会社は、次のとおりである。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権に対する所有割合	関係内容
（連結子会社） コマツキャピタルヨーロッパ㈱	ルクセンブルク ミュンズバッハ	百万ユーロ 1	建設機械・車両	% (100.0) 100.0	資金調達及びグループ内金融等をしている。

（注）1．主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載している。

2．議決権に対する所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数である。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	41,291 (10,675)
---------	-----------------

（注）従業員数は就業人員である。また、臨時従業員数は、当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）の平均人員を（ ）外数で記載している。

（2）提出会社の状況

平成20年9月30日現在

従業員数（人）	7,526 (3,807)
---------	---------------

（注）従業員数は就業人員である。また、臨時従業員数は、当第2四半期会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）の平均人員を（ ）外数で記載している。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）の生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、同種の製品であっても、その容量、構造、形式等は必ずしも一様ではなく、また受注生産形態をとらない製品も多く、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていない。

このため生産、受注及び販売の状況については、「3. 財政状態及び経営成績の分析」における各事業の種類別セグメントの業績に関連付けて示している。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）は、鋼材など原材料価格の上昇が続いたことに加え、日米欧での景気の減速傾向が強まり、更には為替が大きく円高に振れるなど、厳しい事業環境となった。このような中で、当社グループは建設機械・車両事業ならびに新たにコマツNTC(株)（*）を加えた産業機械事業を柱として、平成22年3月期をゴールとする中期経営計画「Global Teamwork for 15」に掲げた課題に取り組んできた。また、企業としての社会的責任を果たし、持続的に発展していくために、経営トップが自ら率先して、グローバルにコンプライアンス（法令順守）、安全、環境対応の徹底に努めてきた。

当第2四半期連結会計期間の売上高は、6,044億円となった。建設機械・車両事業では、日本、米国の需要低迷に加え、欧州の需要が急激に減少したが、中国、東南アジア、中南米、ロシア、中近東などでは資源開発やインフラ整備が活況であり、需要は堅調に推移した。当社グループは生産能力の増強ならびに市場の変化に対応した製品のクロスソーシングに取り組むとともに、販売価格の引き上げに注力した。これらの結果、米ドルや南アフリカ共和国などの通貨が円に対して下落したが、売上げは堅調に推移した。産業機械他事業では、新興国を中心とした堅調な設備投資を捉え、更にはコマツNTC(株)が連結子会社に加わったことにより、売上げが拡大した。

営業利益は、販売数量の拡大に加え、原材料価格の上昇を販売価格の引き上げや原価低減など内部努力による吸収に努めたが、為替が円高で推移したことが影響し、763億円となり、売上高営業利益率は12.6%となった。また、税引前四半期純利益は639億円、四半期純利益は426億円となった。

* (株)日平トヤマは、平成20年10月1日、コマツNTC(株)に商号を変更した。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりである。

建設機械・車両事業セグメント

建設機械・車両事業セグメントの売上高は5,174億円、セグメント利益は703億円となった。建設・鉱山機械は、日米欧の需要が低迷する一方、新興国における需要は引き続き堅調であり、特に世界的な資源開発の活況を背景として鉱山向けの大型機械の需要が好調に推移した。また、フォークリフト需要も新興国において堅調に推移した。当社グループでは、長年にわたり注力してきた生産、販売・サービス両面でのグローバル展開により、地域別の売上構成は、日本15.8%、米州27.0%、欧州・CIS16.4%、中国7.6%、アジア・オセアニア19.2%、中近東・アフリカ14.0%と、特定の地域に大きく依存することなく、世界的に均衡のとれたものとなった。

以下の地域別売上高は、外部顧客に対する売上高を表示している。

日本では、公共投資が引き続き低い水準で推移する中、建築基準法の改正や資材価格の高騰などの影響による住宅着工の低迷もあり、需要は大幅に減少した。新車販売の拡大、販売価格の引き上げなどに取り組んだが、大幅な需要減少が影響し、売上げは813億円となった。このような厳しい事業環境が続く中、建設機械の販売・サービス体制の強化などを目的に、平成21年4月に販売代理店12社ならびに消耗部品などの販売子会社の合併を行い、新会社を発足する組織再編を決定した。

米州では、米国における住宅着工件数の減少や金融不安による景気低迷の影響により、北米の土木建設向け需要は減少したが、一方で鉱山向けの需要は北米、中南米の両地域で引き続き増加した。このような状況のもと、販売価格の引き上げや鉱山向けの販売・プロダクトサポート体制の強化に取り組み、また北米における代理店在庫の適正化に継続して努めた。この結果、米州の売上げは1,391億円となった。

欧州では、景気の減速が顕著となり、需要は急速に減少した。このような状況のもと、販売価格の引き上げや、現地工場および販売代理店の在庫の適正化に取り組んだ。CISでは、資源開発向けおよび都市部におけるインフラ整備向けの需要が増加する中、代理店網の強化や鉱山ならびにエネルギー関連向けの体制強化に努めた。この結果、欧州・CIS全体の売上げは848億円となった。

中国では、沿岸地域の需要減少や北京オリンピック開催に伴う一時的な規制の影響などのマイナス要因があり、総需要の伸びは鈍化したが、鉱山向けの需要は堅調に推移した。ITを活用して得られる商談情報や機械稼働情報を

ベースに新車販売を積極的に進めるとともに、販売・生産の効率化に取り組んだ結果、売上は391億円となった。

アジア・オセアニアでは、東南アジアの最大市場であるインドネシアにおいて鉱山をはじめ土木建設、農業、林業など各分野で需要が増加し、インドにおいてもインフラ整備や鉱山向けに需要が増加した。オーストラリアでは、土木建設向けの需要は減少したが、鉱山向け需要は好調を維持した。このような状況のもと、鉱山向けの販売・プロダクトサポート体制の強化に努めるとともに、アジアにおける生産能力の増強に取り組んだ結果、アジア・オセアニアの売上は993億円となった。

アフリカでは、南アフリカ共和国の通貨であるランドが大幅に下落したことが影響し、売上は低調であった。一方、中近東では、産油国や大規模な投資プロジェクトが進行するアラブ首長国連邦での需要増を捉え、売上は好調に推移した。この結果、中近東・アフリカの売上は723億円となった。

なお、建設機械・車両事業全体の生産規模は、約5,209億円（販売価格ベース、連結ベース）であった。

産業機械他事業セグメント

産業機械他事業セグメントの売上高は、本年3月よりコマツN T C(株)が連結子会社に加わったこともあり953億円となった。また、セグメント利益は91億円となった。日米欧の景気低迷、自動車産業における設備投資抑制の影響などのマイナス要因もあったが、技術的優位性を持ったACサーボ式プレスや高速トランスファーラインなど大型プレスの売上が好調であった他、コマツ工機(株)の業績も堅調に推移した。加えて、太陽電池市場の急速な拡大を受け、コマツN T C(株)のワイヤーソーが売上げを大きく伸ばした。

なお、産業機械他事業全体の生産規模は、約772億円（販売価格ベース、連結ベース）であった。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりである。

日本

日本の売上高は3,832億円、セグメント利益は355億円となった。建設機械・車両事業では、鉱山などで使われる大型機械の輸出が好調に推移した。産業機械他事業では、コマツN T C(株)が本年3月に連結子会社となり、売上増に寄与した。

米州

米州の売上高は1,558億円、セグメント利益は209億円となった。建設機械・車両事業では、米国における住宅需要の低迷と景気減速の影響を受け、米国内での売上げは低調であったが、資源国向けに超大型ダンプトラックの輸出が堅調に推移した。

欧州・CIS

欧州・CISの売上高は859億円、セグメント利益は73億円となった。建設機械・車両事業では、欧州における景気減速の影響を受け、需要が当第2四半期に入り大きく減少した結果、売上げが低調に推移した。一方、資源国向けに超大型油圧ショベルの輸出が堅調に推移した。

その他の地域

その他の地域の売上高は1,312億円、セグメント利益は198億円となった。建設機械・車両事業では、主に中国、東南アジアなどでの需要増を受け、売上げが堅調に推移した。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、受取手形及び売掛金やたな卸資産の増加に伴い減少したものの、四半期純利益や減価償却費による増加などにより、512億円の収入となった。

投資活動によるキャッシュ・フローは、国内外で積極的な生産能力の増強及び生産性向上のための投資を行ったことにより、439億円の支出となった。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期債務による調達により増加したものの、短期債務の減少などにより275億円の支出となった。

これらの結果、現金及び現金同等物の当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）の残高は、第1四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）に比べて225億円減少して、772億円となった。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はない。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の売上原価、販売費及び一般管理費に計上されている研究開発費は13,980百万円である。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）において、主要な設備に重要な異動はない。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末（平成20年6月30日）に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	3,955,000,000
計	3,955,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年11月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	998,744,060	998,744,060	東京証券取引所(市場第一部) 大阪証券取引所(市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない 当社における 標準となる株式
計	998,744,060	998,744,060	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	290 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	290,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 595 (注)2
新株予約権の行使期間	平成16年8月1日～平成21年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 595 資本組入額 298 (注)3
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役若しくは使用人又は当社の子会社の代表取締役)を失った後も、当社とその者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(旧商法に定める転換社債の転換並びにストック・オプションとして発行した新株予約権の権利行使による場合を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

平成16年6月25日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	350 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 673 (注)2
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 673 資本組入額 337 (注)3
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役若しくは使用人又は当社の子会社の代表取締役)を失った後も、当社とその者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使による場合を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

平成17年6月24日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	680 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	680,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,126 (注)2
新株予約権の行使期間	平成18年8月1日~平成25年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,126 資本組入額 563 (注)3
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役若しくは使用人又は当社の関係会社の代表取締役)を失った後も、当社とその者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 新株予約権の発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使による場合を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

会社法に基づき当社取締役に対して報酬として発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月11日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	230 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	230,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,325 (注)3
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,325 資本組入額 1,163 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の取締役)を失った後も、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年7月10日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	239 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,661 (注)3
新株予約権の行使期間	平成20年9月3日～平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,661 資本組入額 1,831 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成19年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。
- なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成20年7月15日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	192 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	192,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,499 (注)3
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,499 資本組入額 1,250 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成20年7月15日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

会社法に基づき当社使用人等に対して無償で発行した新株予約権は、次のとおりである。

平成18年6月23日定時株主総会決議及び平成18年7月11日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	426 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	426,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,325 (注)3
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日～平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,325 資本組入額 1,163 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)「新株予約権者」は、新株予約権の割当を受けた時の地位(当社の使用人又は当社子会社の代表取締役)を失った後も、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約(以下、「新株予約権割当契約」という。)に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。 (2)「新株予約権者」が死亡した場合は、相続人が「新株予約権割当契約」に定める条件に従い、新株予約権を行使することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。
なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)の調整

- (1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

- (2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成19年6月22日定時株主総会決議及び平成19年7月10日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	323 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	323,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 3,661 (注)3
新株予約権の行使期間	平成20年9月1日～平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,661 資本組入額 1,831 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成19年6月22日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

平成20年6月24日定時株主総会決議及び平成20年7月15日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成20年9月30日)
新株予約権の数(個)	271 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	271,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,499 (注)3
新株予約権の行使期間	平成21年9月1日～平成28年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,499 資本組入額 1,250 (注)4
新株予約権の行使の条件	「新株予約権者」は、当社の取締役、監査役若しくは使用人、又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは使用人のいずれの地位も喪失した場合、その喪失日より3年間に限り新株予約権の権利行使を可能とし、その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5
新株予約権の取得条項に関する事項	新株予約権の取得条項は定めない。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2. 当社が当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、当該新株予約権に係る付与株式数は、株式分割又は株式併合の比率に応じ比例的に調整する。また、上記のほか、平成20年6月24日より後、付与株式数の調整を必要とする場合は、当社は合理的な範囲で当該新株予約権に係る付与株式数を適切に調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株に満たない端数は、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「権利行使価額」という。)の調整

(1) 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割(又は株式併合)の比率}}$$

(2) 新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行又は普通株式の自己株式の処分を行う場合は、次の算式により権利行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げる。ただし、当社普通株式の交付と引換えに取得される証券若しくは取得させることができる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得又は行使の場合を除く。

$$\text{調整後権利行使価額} = \text{調整前権利行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

(3) 新株予約権の割当日後に他の種類株式の普通株主への株式無償割当て、他の株式会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他これらの場合に準じ、権利行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、権利行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

5. 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整した再編後払込金額に上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - (8) 新株予約権の取得条項
新株予約権の取得条項は定めない。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はない。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成20年7月1日～ 平成20年9月30日	-	998,744,060	-	70,120	-	140,140

(5)【大株主の状況】

平成20年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	57,748	5.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	47,516	4.75
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号	47,164	4.72
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	33,283	3.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	32,528	3.25
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O.BOX 351,BOSTON,MASSACHUSETTS 02101, U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	24,151	2.41
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三井住友銀行証券ファイナンス営業部)	90 WASHINGTON STREET NEW YORK,NY 10015, U.S.A. (東京都千代田区丸の内一丁目3番2号)	19,686	1.97
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	17,835	1.78
ザチェースマンハッタンバンクエヌエイ ロンドンエスエルオムニバスアカウント (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	WOOLGATE HOUSE,COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD,ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	15,322	1.53
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	13,962	1.39
計	-	309,199	30.95

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を切り捨てて記載している。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4G)の所有株式数は、全数が信託業務に係る株式である。
3. ヒーローアンドカンパニーは、当社ADR(米国預託証券)の受託機関であるバンク オブ ニューヨークメロンの株式名義人である。
4. 太陽生命保険株式会社及びその共同保有者であるT&Dアセットマネジメント株式会社は、平成20年10月6日付で、当社株式の大量保有報告書の変更報告書 4を提出しているが、平成20年9月30日現在の実質保有状況等の確認ができないので、上記大株主の状況は、株主名簿上の保有株式数に基づき記載している。
- なお、当該変更報告書の内容は次のとおりである。
- ・氏名又は名称、住所及び保有株式数(平成20年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	保有株式数 (株)	発行済株式総数に対する割合(%)
太陽生命保険株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号	44,564,716	4.46
T&Dアセットマネジメント株式会社	東京都港区海岸一丁目2番3号	3,802,800	0.38
計	-	48,367,516	4.84

(6)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,331,800	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 1,174,600	-	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 993,184,000	9,931,840	同上
単元未満株式	普通株式 1,053,660	-	同上
発行済株式総数	998,744,060	-	-
総株主の議決権	-	9,931,840	-

(注) 1. 議決権の行使が可能な「総株主の議決権」の数は9,931,730個である。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が10,300株(議決権の数103個)及び香川小松重機株式会社(同社は平成13年3月1日付で清算終了した子会社)名義となっているが同社が実質的に保有していない株式が700株(議決権の数7個)含まれている。

【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号	3,331,800	-	3,331,800	0.33
コマツ道東株式会社	北海道帯広市西二十四条北一丁目 3番4号	300,000	-	300,000	0.03
コマツ栃木株式会社(注)1	栃木県宇都宮市平出工業団地38番 地12	287,000	1,100	288,100	0.02
コマツ山形株式会社(注)1	山形県山形市蔵王成沢字町浦192番 地	148,400	77,000	225,400	0.02
東和株式会社(注)2	石川県能美市吉原釜屋町ワ48番地 8	53,000	10,800	63,800	0.00
コマツ秋田株式会社(注)1	秋田県秋田市川尻大川町9番48号	-	61,400	61,400	0.00
栃木シャーリング株式会社 (注)2	栃木県真岡市松山町2番地2	19,400	37,300	56,700	0.00
コマツ淡路株式会社(注)1	兵庫県洲本市桑間一丁目1番7号	-	55,000	55,000	0.00
株式会社日平トヤマ(注)3	東京都品川区南大井六丁目26番2 号	34,000	-	34,000	0.00
コマツ愛媛株式会社(注)1	愛媛県松山市高岡町151番地	31,600	1,400	33,000	0.00
福岡小松フォークリフト株式会 社	福岡県福岡市東区馬出三丁目3番 1号	27,500	-	27,500	0.00
コマツ茨城株式会社(注)1	茨城県水戸市千波町1946番地の1	-	9,100	9,100	0.00
浜松小松フォークリフト株式会 社	静岡県浜松市西区桜台一丁目6番 15号	6,000	-	6,000	0.00
コマツ山陰株式会社(注)1	島根県松江市東津田町1876番地	-	5,900	5,900	0.00
静岡小松フォークリフト株式会 社	静岡県静岡市駿河区北丸子一丁目 31番4号	3,800	-	3,800	0.00
大分小松フォークリフト株式会 社	大分県大分市豊海四丁目2番12号	3,000	-	3,000	0.00
コマツ宮崎株式会社(注)1	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂2957 番地12	-	1,600	1,600	0.00
山形小松フォークリフト株式会 社	山形県山形市流通センター一丁目 2番地の1	300	-	300	0.00
計	-	4,245,800	260,600	4,506,400	0.45

- (注)1. 「他人名義」欄に記載している株式の名義人は、小松ディーラー持株会(東京都港区赤坂二丁目3番6号)である。
2. 「他人名義」欄に記載している株式の名義人は、小松製作所協力企業持株会(東京都港区赤坂二丁目3番6号)である。
3. 株式会社日平トヤマは、平成20年10月1日、コマツNTC株式会社に商号を変更した。
4. 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は、小数点第3位を切り捨てて記載しているため、各株主の割合を合計したものと「計」で表示している割合とは一致しない。

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	3,190	3,400	3,440	3,050	2,625	2,360
最低(円)	2,600	3,020	2,950	2,640	2,205	1,603

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はない。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（米国会計基準）による用語、様式及び作成方法に準拠して作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び現金同等物		77,216		102,010	
定期預金		177		97	
受取手形及び売掛金					
- 貸倒引当金(当第2四半期連結 会計期間末10,802百万円、前連結 会計年度末11,470百万円)控除 後		513,450		523,624	
たな卸資産	3	560,436		518,441	
繰延税金及びその他の流動資産	4,9,10	130,304		129,505	
流動資産合計		1,281,583	58.9	1,273,677	60.5
長期売上債権		110,462	5.1	89,695	4.3
投資					
関連会社に対する投資及び貸付金		22,712		22,884	
投資有価証券	4,10	84,100		79,479	
その他		12,785		11,575	
投資合計		119,597	5.5	113,938	5.4
有形固定資産					
- 減価償却累計額(当第2四半期連 結会計期間末594,973百万円、前連 結会計年度末579,203百万円)控除 後		527,958	24.3	491,146	23.3
営業権		32,299	1.5	31,833	1.5
その他の無形固定資産		64,356	3.0	61,916	2.9
繰延税金及びその他の資産	9,10	38,942	1.7	42,941	2.1
資産合計		2,175,197	100.0	2,105,146	100.0

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

区分	注記番号	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
短期債務		106,045		108,890	
長期債務		97,959		107,928	
- 1年以内期限到来分					
支払手形及び買掛金		379,180		387,104	
未払法人税等		34,705		52,453	
繰延税金及びその他の流動負債	9,10	197,297		205,157	
流動負債合計		815,186	37.5	861,532	40.9
固定負債					
長期債務		284,729		235,277	
退職給付債務		37,783		38,910	
繰延税金及びその他の負債	9,10	48,049		52,062	
固定負債合計		370,561	17.0	326,249	15.5
少数株主持分		33,661	1.6	30,239	1.5
契約残高及び偶発債務	8	-		-	
(資本の部)					
資本金					
- 普通株式					
授権株式数					
当第2四半期連結会計期間末:					
3,955,000,000株					
前連結会計年度末:					
3,955,000,000株					
発行済株式数					
当第2四半期連結会計期間末:					
998,744,060株					
前連結会計年度末:					
998,744,060株					
自己株式控除後発行済株式数		67,870		67,870	
当第2四半期連結会計期間末:					
994,839,215株					
前連結会計年度末:					
995,103,847株					
資本剰余金		139,941		138,170	
利益剰余金					
利益準備金		26,990		26,714	
その他の剰余金		764,147		685,986	
その他の包括利益(損失)累計額	4,6,9	38,053		28,779	
自己株式					
- 取得価額					
当第2四半期連結会計期間末:					
3,904,845株					
前連結会計年度末:					
3,640,213株					
資本合計		5,106		2,835	
負債及び資本合計		955,789	43.9	887,126	42.1
負債及び資本合計		2,175,197	100.0	2,105,146	100.0

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

(2)【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		1,211,288	100.0
売上原価		885,675	73.1
販売費及び一般管理費	5	166,224	13.7
その他の営業収益(費用)		265	0.0
営業利益		159,654	13.2
その他の収益(費用)		2,926	
受取利息及び配当金		4,414	0.4
支払利息		7,565	0.6
その他(純額)		225	0.0
税引前四半期純利益		156,728	12.9
法人税等			
当期分		53,350	
繰延分		51	
合計		53,401	4.4
少数株主損益及び持分法投資損益 調整前四半期純利益		103,327	8.5
少数株主損益		4,320	0.4
持分法投資損益		1,334	0.1
四半期純利益		100,341	8.3
1株当たり四半期純利益	7		
基本的		100.82円	
希薄化後		100.72円	
1株当たり配当金	12	22.00円	

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

【第2四半期連結会計期間】

株式会社小松製作所及び連結子会社

		当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		604,456	100.0
売上原価		445,839	73.8
販売費及び一般管理費	5	80,882	13.4
その他の営業収益(費用)		1,345	0.2
営業利益		76,390	12.6
その他の収益(費用)		12,430	
受取利息及び配当金		1,814	0.3
支払利息		3,636	0.6
その他(純額)		10,608	1.8
税引前四半期純利益		63,960	10.6
法人税等			
当期分		30,413	
繰延分		9,958	
合計		20,455	3.4
少数株主損益及び持分法投資損益 調整前四半期純利益		43,505	7.2
少数株主損益		1,467	0.2
持分法投資損益		572	0.1
四半期純利益		42,610	7.0
1株当たり四半期純利益	7		
基本的		42.81円	
希薄化後		42.78円	
1株当たり配当金		-円	

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

(3)【四半期連結資本及び剰余金計算書】
株式会社小松製作所及び連結子会社

		当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
区分	注記番号	金額(百万円)
資本金(普通株式)		
期首残高		67,870
四半期末残高		67,870
資本剰余金		
期首残高		138,170
自己株式の売却		1,702
新株予約権の付与及び行使	5	69
四半期末残高		139,941
利益剰余金		
利益準備金		
期首残高		26,714
その他の剰余金からの振替		276
四半期末残高		26,990
その他の剰余金		
期首残高		685,986
四半期純利益		100,341
現金配当	12	21,904
利益準備金への振替		276
四半期末残高		764,147
その他の包括利益(損失)累計額	6	
期首残高		28,779
その他の包括利益(損失)-税控除後		9,274
四半期末残高		38,053
自己株式		
期首残高		2,835
自己株式の購入等		3,050
自己株式の売却等		779
四半期末残高		5,106
資本合計		955,789
包括利益の注記		
四半期純利益		100,341
その他の包括利益(損失)-税控除後	6	9,274
四半期包括利益		91,067

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

(4)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

株式会社小松製作所及び連結子会社

区分	注記番号	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	
		金額(百万円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー			
四半期純利益			100,341
四半期純利益を営業活動による現金及び現金同等物の増加(純額)に調整するための修正			
減価償却費等		45,914	
法人税等繰延分		51	
有価証券及び投資有価証券売却損益		1,311	
有形固定資産売却損益		62	
固定資産廃却損		1,273	
未払退職金及び退職給付債務の増減		42	
資産及び負債の増減			
受取手形及び売掛金の増減		2,515	
たな卸資産の増減		42,501	
支払手形及び買掛金の増減		10,104	
未払法人税等の増減		18,240	
その他(純額)		17,029	41,944
営業活動による現金及び現金同等物の増加(純額)			58,397
投資活動によるキャッシュ・フロー			
固定資産の購入			68,586
固定資産の売却			6,894
売却可能投資有価証券の売却			147
売却可能投資有価証券等の購入			9,318
子会社及び持分法適用会社株式の取得 (現金取得額との純額)			302
貸付金の回収			4,959
貸付金の貸付			3,386
定期預金の増減			1,519
投資活動による現金及び現金同等物の減少(純額)			70,507
財務活動によるキャッシュ・フロー			
長期債務による調達			77,173
長期債務の支払			41,148
短期債務の増減(純額)			3,182
キャピタルリース債務の減少			20,378
自己株式の売却及び取得(純額)			2,791
配当金支払			21,904
その他(純額)			1,481
財務活動による現金及び現金同等物の減少(純額)			13,711
為替相場変動による現金及び現金同等物への影響額			1,027
現金及び現金同等物純増減額			24,794
現金及び現金同等物期首残高			102,010
現金及び現金同等物四半期末残高			77,216

は「四半期連結財務諸表に関する注記」の項目番号を参照

四半期連結財務諸表に関する注記

1. 四半期連結財務諸表の作成基準及び重要な会計方針

四半期連結財務諸表の作成基準

当社の四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（米国会計基準）に準拠して作成している。

当四半期連結財務諸表上では、連結会社の会計帳簿には記帳されていない、いくつかの修正が加えられている。それらは主として注記15.「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について - 会計処理基準について」で述べられている日米会計基準の相違によるものである。

連結財務諸表の作成状況及び米国証券取引委員会における登録状況

当社は昭和39年の欧州における外貨建転換社債の発行を契機として、昭和38年より米国会計基準での連結財務諸表を作成している。また、当社は昭和45年の新株式発行に伴い、米国株主に対する割当てのために普通株式を米国証券取引委員会に登録した。以来、外国発行会社として、米国1934年証券取引法に基づいて、米国会計基準に基づいて作成された連結財務諸表を含む年次報告書を米国証券取引委員会に届け出、登録することが義務付けられている。

重要な会計方針

平成20年4月1日より米国財務会計基準審議会基準書（以下「財務基準書」という）第157号「公正価値による測定」を適用している。財務基準書第157号は、公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示の拡大を要求している。財務基準書第157号の適用による当社の財政状態及び経営成績への重要な影響はない。なお、財務基準書第157号が要求する開示については記載を省略している。

上記の事項を除き、直近の有価証券報告書に記載された重要な会計方針に対し、重要な変更はない。

2. 補足的キャッシュ・フロー情報

四半期連結キャッシュ・フロー計算書の補足的情報は次のとおりである。

現金支出額	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
利息支払額(百万円)	7,260
法人税等支払額(百万円)	74,390

非現金支出項目	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
リース資産計上による影響 キャピタルリース債務の発生額(百万円)	22,338

3. たな卸資産

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）及び前連結会計年度末（平成20年3月31日）のたな卸資産の内訳は次のとおりである。

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
製品(含む補給部品)(百万円)	365,142	341,363
仕掛品(百万円)	137,596	123,001
原材料及び貯蔵品(百万円)	57,698	54,077
計	560,436	518,441

4. 投資有価証券

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）及び前連結会計年度末（平成20年3月31日）における投資有価証券は主として売却可能投資有価証券である。

主な投資有価証券の種類別の原価額、未実現保有利益、未実現保有損失及び公正価額は次のとおりである。

	当第2四半期 連結会計期間末 (平成20年9月30日)			公正価額 百万円
	原価額 百万円	未実現保有		
		利益 百万円	損失 百万円	
売却可能投資有価証券				
市場性ある持分証券	32,210	35,603	4,490	63,323
その他の投資有価証券	20,777	-	-	20,777
その他の投資有価証券 - 1年以内期限到来分	107	-	-	107
	<u>53,094</u>	<u>35,603</u>	<u>4,490</u>	<u>84,207</u>
	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)			公正価額 百万円
	原価額 百万円	未実現保有		
		利益 百万円	損失 百万円	
売却可能投資有価証券				
市場性ある持分証券	27,648	40,557	1,477	66,728
その他の投資有価証券	12,751	-	-	12,751
その他の投資有価証券 - 1年以内期限到来分	103	-	-	103
	<u>40,502</u>	<u>40,557</u>	<u>1,477</u>	<u>79,582</u>

その他の投資有価証券は、主に市場性のない持分証券である。

一時的と考えられる未実現保有損益は、実現するまでその他の包括利益（損失）累計額に区分計上されている。当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）の売却可能投資有価証券の売却損益は、純額でそれぞれ1,311百万円及び647百万円の売却損で、四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）の中に含まれている。有価証券及び投資有価証券の売却原価は平均原価法で算定している。

(株)SUMCOとSUMCO TECHXIV(株)による平成20年5月30日を効力発生日とした株式交換に伴い、当社は保有していたSUMCO TECHXIV(株)の株式と引き換えに(株)SUMCOの株式の割当交付を受けた。このため、米国発生問題専門委員会基準書第91-5号「原価法で評価される投資の非貨幣性交換取引」に従い、当第2四半期連結累計期間において、交換差益6,148百万円を四半期連結損益計算書のその他の収益（費用）に計上している。

5. ストック・オプション

当社は、当社の取締役及び特定の使用人ならびに関係会社の取締役に對して自己株式を一定の価格で購入する権利を付与する。当社株式の購入価格は、権利付与日の属する月の直前月各日の東京証券取引所の終値の平均値に1.05を乗じた価額である。ただし、権利付与日の終値を下回らないこととされている。当社は、平成19年6月22日開催の定時株主総会及び平成20年7月15日の取締役会決議に基づき、平成20年度に当社の取締役に對してストック・オプションとして新株予約権を192個発行した。当社はまた、平成20年6月24日開催の定時株主総会及び平成20年7月15日の取締役会決議に基づき、当社の使用人および当社の関係会社の取締役に對して平成20年度にストック・オプションとして新株予約権を271個発行した。それぞれのストック・オプションへの受給権は、権利付与日に100%発生する。平成20年度付与分のストック・オプションは平成21年9月1日付で行使可能となる。

当社は、財務基準書第123号改「株式に基づく報酬の会計処理」に従い、報酬コストを公正価値基準法により認識している。当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）においては、販売費及び一般管理費に計上された報酬コストは94百万円であり、税効果控除後で56百万円である。

新株予約権の行使があった場合は、新株を発行せず、自己株式を移転することとしている。

6. その他の包括利益（損失）

外貨換算調整勘定、未実現有価証券評価損益、年金債務調整勘定、未実現デリバティブ評価損益から構成されるその他の包括利益（損失）は、連結貸借対照表の資本の部に含まれている。

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）におけるその他の包括利益（損失）累計額の変動は次のとおりである。

	当第2四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
外貨換算調整勘定	百万円
期首残高	34,457
期中調整額	4,998
四半期末残高	39,455
未実現有価証券評価損益	
期首残高	24,736
期中増減額	4,939
四半期末残高	19,797
年金債務調整勘定	
期首残高	19,208
期中調整額	202
四半期末残高	19,410
未実現デリバティブ評価損益	
期首残高	150
期中増減額	865
四半期末残高	1,015
その他の包括利益（損失）累計額合計	
期首残高	28,779
その他の包括利益（損失）- 税控除後	9,274
四半期末残高	38,053

7. 1株当たり四半期純利益

基本的及び希薄化後1株当たり四半期純利益の計算の過程は次のとおりである。

	当第2四半期連結累計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	当第2四半期連結会計期間 （自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）
四半期純利益	百万円 100,341	百万円 42,610
期中平均発行済株式数（自己株式控除後）	995,234,502株	995,216,076株
希薄化証券の影響		
ストック・オプション	987,725	844,352
希薄化後期中平均発行済株式数	996,222,227	996,060,428
基本的1株当たり四半期純利益	100.82円	42.81円
希薄化後1株当たり四半期純利益	100.72円	42.78円

8. 偶発債務

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）及び前連結会計年度末（平成20年3月31日）における遡及権付債権の譲渡に係る偶発債務は、それぞれ11,304百万円及び9,746百万円である。

当社及び連結子会社は、従業員及び関連会社等の借入金について、第三者に対する債務保証を行っている。従業員に関する債務保証の主なものは、住宅ローンに対するものである。関連会社等に関する債務保証は、関連会社等の信用補完のためのものである。契約期間中に従業員及び関連会社等が債務不履行に陥った場合、当社及び連結子会社は保証債務の履行義務を負う。債務保証の契約期間は、従業員の住宅ローンについては10年から30年、関連会社等の借入金については1年から8年である。当第2四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末において、債務不履行が生じた場合に当社及び連結子会社が負う割引前の最高支払額は、75,725百万円及び65,050百万円である。当第2四半期連結会計期間末において、これらの債務保証について認識されている負債の公正価値には重要性はない。これらの債務保証の一部は、当社への担保の差入および保険契約により担保されている。

当社はこれらの偶発債務による損失が仮に発生したとしても四半期連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものではないと考えている。

当社及び連結子会社には種々の通常の営業の過程で生じた係争中の事件があるが、経営者及び弁護士の見解では当社及び連結子会社の財政状態に重要な影響を与えずに解決される見込みである。

当社及び連結子会社は、世界中の得意先、ディーラー及び関係会社を相手として営業活動を行っており、それらからの売掛金及びそれらに対する保証は、信用リスクが集中しないよう分散されている。

経営者は、債権から設定済の引当金を超える損失は発生しないと考えている。

9. 金融派生商品

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）及び前連結会計年度末（平成20年3月31日）における金融派生商品の契約残高は次のとおりである。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
	百万円	百万円
外国為替予約及びオプション契約		
外国為替予約契約	104,349	89,531
外国為替買予約契約	70,249	68,460
オプション契約（買建）	3,101	6,071
オプション契約（売建）	1,144	3,009
金利スワップ、クロスカレンシースワップ契約 及び金利キャップ契約	257,156	263,458

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）において、四半期連結損益計算書に計上された為替差損益は、純額でそれぞれ4,274百万円の損及び9,810百万円の損である。

10. 金融商品の公正価額情報

現金及び現金同等物、定期預金、受取手形及び売掛金、その他の流動資産、短期債務、支払手形及び買掛金、その他の流動負債

これらの勘定は短期間で決済されるので、その四半期連結貸借対照表計上額は公正価額に近似している。

市場性ある投資有価証券

公正価額の見積りが可能な市場性ある投資有価証券の公正価額は、市場価格に基づいて算定しており、その結果を四半期連結貸借対照表に計上している。

割賦受取債権

割賦受取債権の公正価額は、将来のキャッシュ・フローから、現行の予想割引率を用いて割り引いて計算している。その結果、四半期連結貸借対照表計上額は公正価額に近似している。

金融派生商品

主に外国為替予約及び金利スワップ契約からなる金融派生商品の公正価額は、金融機関から入手した見積価格に基づいて算定しており、その結果を四半期連結貸借対照表に計上している。

公正価額の見積りについて

公正価額の見積りについては特定の一時点で、利用可能な市場情報及び当該金融商品に関する情報に基づいて算定している。

これらの見積りは不確実な点及び当社の判断を含んでいる。そのため、想定している前提が変わることにより、この公正価額の見積りに影響を及ぼす可能性がある。

11. 貸出コミットメント

当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）及び前連結会計年度末（平成20年3月31日）において、一部の連結子会社は代替流動性を確保するため、金融機関との間でそれぞれ合計16,077百万円及び10,846百万円のコミットメントライン契約を締結している。当第2四半期連結会計期間末及び前連結会計年度末における未使用枠はそれぞれ3,114百万円及び2,087百万円となっている。

12. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月24日 定時株主総会	普通株式	21,904	利益剰余金	22	平成20年3月31日	平成20年6月25日

基準日が当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末（平成20年9月30日）後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年10月29日 取締役会	普通株式	21,899	利益剰余金	22	平成20年9月30日	平成20年11月28日

13. セグメント情報

財務基準書第131号「企業のセグメント及び関連情報に関する開示」のもとで、事業の種類別セグメントは、企業の経営活動の一構成部分であり、独立した財務情報が得られるもので、最高経営政策決定者が経営資源の割当てや業績の査定のため、定期的に評価を行う対象になっているものである。

各事業の種類別セグメントは、異なる製品及びサービスを提供する戦略的事業単位であるため、そのセグメントごとに管理される。

当社及び連結子会社は、1)建設機械・車両、2)産業機械他の二つの事業セグメントで営業活動を行っている。前連結会計年度まで、当社は1)建設・鉱山機械、2)産業機械・車両他の二つの事業セグメントを開示していたが、意思決定単位の見直しに伴い、第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)より、セグメント区分及び名称を変更している。

セグメント利益は、日本の会計慣行に従い、売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いたものであり、最高経営政策決定者が経営資源の割当てや業績の査定を実施する際に用いられている。各セグメント利益には、上級役員、経営企画、コーポレートファイナンス、人事、内部監査、I R、法務、広報に係る費用等の特定の全社共通費用や金融費用、並びに長期性資産や営業権の減損等、各セグメントに関連する特別な費用は含まれていない。

【事業の種類別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及びセグメント利益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	516,147	88,309	604,456	-	604,456
(2) セグメント間の内部売上高	1,307	7,032	8,339	8,339	-
計	517,454	95,341	612,795	8,339	604,456
セグメント利益	70,363	9,176	79,539	1,804	77,735

当第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

	建設機械・車両 (百万円)	産業機械他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及びセグメント利益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,050,225	161,063	1,211,288	-	1,211,288
(2) セグメント間の内部売上高	2,726	13,022	15,748	15,748	-
計	1,052,951	174,085	1,227,036	15,748	1,211,288
セグメント利益	148,748	13,944	162,692	3,303	159,389

セグメント別利益の合計額と税引前四半期純利益との調整

	当第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
	百万円	百万円
セグメント別利益の合計額	79,539	162,692
消去又は全社	1,804	3,303
セグメント利益合計	77,735	159,389
その他の営業収益(費用)	1,345	265
営業利益	76,390	159,654
受取利息及び配当金	1,814	4,414
支払利息	3,636	7,565
その他(純額)	10,608	225
税引前四半期純利益	63,960	156,728

(注) 1. 事業の種類別セグメントに含まれる主要製品・事業内容は、次のとおりである。

a. 建設機械・車両

掘削機械、積込機械、整地・路盤用機械、運搬機械、林業機械、地下建設機械、資源リサイクル機械、エンジン、機器、鋳造品、産業車両、物流関連

b. 産業機械他

鍛圧機械、板金機械、工作機械、防衛関連、温度制御機器等

2. セグメント間の取引は、独立企業間価格で行われている。

【地域別情報】

地域別外部顧客に対する売上高は次のとおりである。

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア（日本 及び中国除 く）及びオセ アニア (百万円)	中近東及びア フリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	128,420	153,325	91,652	54,150	104,526	72,383	604,456

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	中国 (百万円)	アジア（日本 及び中国除 く）及びオセ アニア (百万円)	中近東及びア フリカ (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	234,957	300,983	200,521	134,647	210,073	130,107	1,211,288

所在国別売上高は次のとおりである。

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	263,855	139,835	80,188	120,578	604,456

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米国 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	その他の地域 (百万円)	連結 (百万円)
外部顧客に対する売上高	480,584	279,166	188,206	263,332	1,211,288

- (注) 1. 欧州・CIS及びその他の地域には、個別開示すべき重要な国はない。
2. 開示すべき単一の外部顧客に対する売上高はない。

所在地別の売上高及びセグメント利益は次の表のとおりである。

当社は、財務基準書第131号で要求されている開示に加えて、日本の金融商品取引法による開示要求を考慮し、次の情報を補足情報として開示している。

【所在地別セグメント情報】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及びセグメント利益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	263,855	139,835	80,188	120,578	604,456	-	604,456
(2) セグメント間の内部売上高	119,389	15,977	5,759	10,721	151,846	151,846	-
計	383,244	155,812	85,947	131,299	756,302	151,846	604,456
セグメント利益	35,516	20,949	7,340	19,883	83,688	5,953	77,735

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・CIS (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及びセグメント利益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	480,584	279,166	188,206	263,332	1,211,288	-	1,211,288
(2) セグメント間の内部売上高	239,197	26,369	12,004	21,020	298,590	298,590	-
計	719,781	305,535	200,210	284,352	1,509,878	298,590	1,211,288
セグメント利益	68,542	37,937	19,418	42,278	168,175	8,786	159,389

(注) セグメント間の取引は独立企業間価格で行われている。

【海外売上高】

当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）

	米州	欧州・CIS	その他	合計
海外売上高(百万円)	153,325	91,652	231,059	476,036
連結売上高(百万円)	-	-	-	604,456
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	25.4	15.2	38.2	78.8

当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	米州	欧州・CIS	その他	合計
海外売上高(百万円)	300,983	200,521	474,827	976,331
連結売上高(百万円)	-	-	-	1,211,288
連結売上高に占める海外売上高の割合(%)	24.8	16.6	39.2	80.6

(注) 1. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域への外部顧客に対する売上高である。

2. 地域は、地理的近接度により区分している。

3. 各区分に属する主な地域の内訳は次のとおりである。

(1) 米州...北米、中南米

(2) 欧州・CIS...ドイツ、英国、ロシア

(3) その他...中国、オセアニア、東南アジア、中近東、アフリカ

14. 重要な後発事象

当社は、平成20年10月29日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議した。

自己株式の取得を行う理由 資本効率の向上と株主への利益還元を図るため
取得する株式の種類及び総数 普通株式 40,000,000株（上限）
株式の取得価額の総額 30,000百万円（上限）
取得期間 平成20年11月5日から平成20年12月30日まで

15. 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法について

当社の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、米国会計基準に準拠している。

わが国の連結財務諸表原則及び四半期連結財務諸表規則に準拠して作成する場合との主な相違点は次のとおりである。その相違点に係わる、当第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）及び当第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日 至平成20年9月30日）の税引前四半期純利益に対する主な影響額は（ ）で示されている。

四半期連結財務諸表の構成について

わが国の四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記で構成されているが、米国会計基準による連結財務諸表は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本及び剰余金計算書（その他の包括利益（損失）累計額を含む。）、連結キャッシュ・フロー計算書及び注記から構成されている。当該米国会計基準に基づき、当社の四半期連結財務諸表は、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本及び剰余金計算書（その他の包括利益（損失）累計額を含む。）、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記で構成している。

連結対象範囲について

わが国の連結財務諸表は、実質支配力・影響力基準により連結対象範囲の判断を行っているが、米国会計基準による連結財務諸表は、議決権により判定を行う持株基準及び米国財務会計基準審議会解釈指針第46号改「変動持分事業体の連結」に従い、連結対象範囲の判断を行っている。

なお、当社における範囲の相違による影響は軽微である。

表示の方法について

a. 貸借対照表の表示

わが国では少数株主持分については純資産の部に含まれるが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、少数株主持分は負債の部と資本の部の間に独立の項目として表示している。

b. 利益準備金の表示

わが国では利益準備金はその他の剰余金とあわせて利益剰余金として記載されるが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、別建表示している。

c. 特別損益について

わが国では固定資産売却損益等は特別損益として表示されるが、当社のそれらの項目は米国会計基準のもとで特別損益として表示すべき項目に該当するものではないので、当社の四半期連結財務諸表では特別損益の表示はない。

d. 持分法投資損益

わが国では持分法投資損益は投資に係る損益であるため営業外損益に記載されるが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、税引前四半期純利益の下に表示している。

会計処理基準について

- a . 割賦販売繰延利益（当第 2 四半期連結累計期間48百万円損、当第 2 四半期連結会計期間155百万円損）
わが国では割賦販売に係る利益の繰延は認められているが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、販売時に利益を認識し、割賦販売利益の繰延処理は行っていない。
- b . 株式交付費
わが国では株式交付費は損益取引として発生時に費用処理が認められているが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、資本取引に伴う費用として資本剰余金の控除項目として処理している。なお、当第 2 四半期連結累計期間では、該当するものはない。
- c . 退職給付会計（当第 2 四半期連結累計期間597百万円益、当第 2 四半期連結会計期間342百万円益）
わが国では米国会計基準と同様の年金数理計算（予測単位積増方式）により、予測給付債務を計算し、年金費用（純額）を計上するが、当社の四半期連結財務諸表では、米国会計基準に従い、年金数理計算上の純損益の償却方法として回廊アプローチを採用している。
また、わが国では貸借対照表上に退職給付引当金として、予測給付債務から未認識債務及び年金資産を控除した金額を計上するが、当社の四半期連結財務諸表では米国会計基準に従い、年金制度の積立状況、すなわち予測給付債務と年金資産の差額を計上している。
- d . 企業結合及び営業権（当第 2 四半期連結累計期間1,822百万円益、当第 2 四半期連結会計期間942百万円益）
わが国では営業権を一定期間で償却することが求められているが、米国会計基準では、営業権の償却を行わず、代わりに各年度の減損テストの実施を要求している。また耐用年数を認識できない無形固定資産についても償却を行わず、減損テストを行うことを要求している。

2【その他】

平成20年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議した。

中間配当による配当金の総額 21,899百万円
1株当たりの金額 22円

支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成20年11月28日

（注）平成20年9月30日現在の株主名簿（実質株主名簿を含む。）に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行う。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月12日

株式会社小松製作所

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木輝夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山本美晃 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡野隆樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小松製作所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結資本及び剰余金計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記事項1参照）に準拠して、株式会社小松製作所及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

注記事項14. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年10月29日の取締役会において自己株式の取得について決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。